

No	質問箇所	公募テーマ	質問区分	質問事項	回答	回答日
1	-	テーマ④(鉄道局)	・本事業全体の概要等について	本事業において、第2弾公募があるとのことだが、第2弾公募開始時期及び第1弾と第2弾の違いについて伺いたい。	第1弾は鉄道に関するものであり、第2弾は海事、自動車分野の公募となる。第2弾の公募時期は調整中のため、決定次第HPにて公表を予定。	10/6
2	公募要領_第1弾 P17④	テーマ③(鉄道局)	・補助対象経費について	他の補助金制度との併用は認めないとするが、他制度とは他省庁におけるSBIIR制度を念頭に置いているとの理解でよいか。	SBIIR制度を念頭に置いている。類似の支援をすでに受けている場合は、事前にご相談頂きたい。	10/6
3	公募要領_第1弾 P17④	テーマ④(鉄道局)	・応募申請書類の記載方法について	別省庁から補助を受けているが、補助期間が2023年度末までとなっている場合は重複に該当するののか。また応募時点では書類に「重複に該当する」旨注記を入れればよいのか、原局への事前確認が必須か伺いたい。	事前に公募を行っている局(鉄道局)と調整頂きたい。ただし、重複は認められないため、事業計画にはいつ開始となるか明記が求められる。	10/6
4	交付提案書_第1弾 様式1-3	テーマ③(鉄道局)	・補助対象経費について	予算計画の提出が求められているが、予算の繰り越しの取り扱いについて伺いたい。(年度計画を提出するにあたり、昨今の情勢により発注物の納品が年度をまたいでしまった場合等)	5か年にわたる補助事業のため、予算執行は年度単位ではなく、5年間で予算を執行すれば問題ない。予算の期限は令和9年度末となる。	10/6
5	公募要領_第1弾 P5~8	テーマ③(鉄道局)	・本事業全体の概要等について	コンソーシアムのメンバーは、中小企業・みなし大企業、大企業、学術機関すべてを網羅する必要があるか伺いたい。	コンソーシアムの構成は一例となるため、3種類を網羅する必要はない。	10/6
6	公募要領_第1弾 P5~8	テーマ③(鉄道局)	・本事業全体の概要等について	みなし大企業の規定について、2/3以上を複数の大企業が所有している以上は大企業に該当するが66.666%未満は該当しないのか。定義について伺いたい。	みなし大企業の定義にのっとって判断頂きたい。	10/6
7	公募要領_第1弾 P6・P13	テーマ③(鉄道局)	・本事業全体の概要等について	コンソーシアムのメンバーとしてみなされる補助事業総額10%以上の再委託について、判断基準は補助総額に対しての10%または年度額の10%のいずれになるか伺いたい。	補助総額の10%となる。	10/6
8	公募要領_第1弾 P6・P13	テーマ③(鉄道局)	・本事業全体の概要等について	代表スタートアップが連携協定を締結すべき相手は補助総額10%以上となるため、10%未満の委託先には連携協定は締結不要との理解で相違ないか。	問題ない。	10/6
9	公募要領_第1弾 P18	テーマ③(鉄道局)	・応募申請書類の記載方法について	連携協定が不要な委託先については、委託費の中に明記すれば問題ないか。(コンソーシアムメンバーでない10%未満の委託先については、代表スタートアップ企業と同じ書類を揃える必要はないということでもいいのか。)	10%未満の委託先については理解の通り。公募要領にも提出書類について説明があるため、確認いただきたい。	10/6
10	公募要領_第1弾 P17	テーマ③(鉄道局)	・補助対象経費について	概算払いのタイミングについて、四半期、半期ごとに行うのかまたは国交省指定のタイミングで行うのか。	採択後に概算払いの時期について示す。	10/6
11	公募要領_第1弾 P9	テーマ③(鉄道局)	・補助対象経費について	委託費用について、「民間企業、学術機関への技術実証の一部を委託する場合」とあるが、実験を依頼することを想定しているか	採択された事業者・コンソーシアムが委託する費用が該当するため、内容は不問である。ただし、事業根幹にかかわらない領域のみが対象となる。	10/6
12	公募要領_第1弾 P7	テーマ③(鉄道局)	・本事業全体の概要等について	公募要領P7:みなし大企業の定義についてです。 みなし大企業の下記の定義に関して、 >発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、 >複数の大企業(※)の所有に属している企業。 複数の大企業が株66.666%以上を所有⇒みなし大企業 つまり、66.0%以下の場合、確実に、みなし大企業ではない、といえる。 と解釈してよいでしょうか？	本事業において、「みなし大企業」かどうかは次の定義を以て判断することとなります。 複数の大企業が所有している発行済株式の総数が66.0%以下であったとしても他の条件を満たせば「みなし大企業」となりますので、ご注意ください。 (本事業において、「みなし大企業」の定義) 中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいいます。 ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業(※)の所有に属している企業。 ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業(※)の所有に属している企業。 ・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている企業。 (※)本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。	10/13

No	質問箇所	公募テーマ	質問区分	質問事項	回答	回答日
13	公募要領_第1弾 P8	テーマ③(鉄道局)	・補助対象経費について	コンソーシアムを構成する再委託先(中小企業・みなし大企業、大企業、学術機関等)は、公募要領p.8の「実施事業体制別の、補助対象経費に対する補助率表」の対象にはなっていないと解釈しています。正しい認識でしょうか。	ご認識のとおりです。	10/19
14	-	テーマ④(鉄道局)	・本事業全体の概要等について	以下の公募案件につきまして、第2弾が予定されておりますが、補助事業のテーマは第1弾から変更される予定でしょうか。ご教示お願い致します。 国土交通省 中小企業イノベーション創出推進事業 (SBIR フェーズ3) 分野:「安全・安心な公共交通等の実現に向けた技術の開発・実証」	ご認識の通りです。仮称ではございますが、以下テーマでの公募を想定しております。 <第2弾> ◆地域公共交通に対応した自動運転技術実証(仮称) ◆海運DX促進に向けた海運関係データ連携基盤の開発・実証(仮称)	10/24
15	公募要領_第1弾 P13	テーマ③(鉄道局)	・応募申請書類の記載方法について	連携協定書の締結対象は①コンソーシアム対象(総予算の10%以上)の組織のみでしょうか。あるいは②コンソーシアム対象外(総予算の10%未満も含んだ-1)から-6)までの全協力機関・企業でしょうか。コンソーシアム対象が否かで2種類の協定書を作るべきなのでしょう。協力機関・企業はみな日本を代表する専門組織で、各々の専門領域で日本(世界)のトップクラスの技術・ノウハウを当社の構想に沿って分担・提供していただけたと考えるならば-1)から-6)までの全組織をコンソーシアムとして定義すべきでしょうか。(実質的にはコンソーシアムとして統合的に当社の構想を支え、協力して社会実装を推進して行きます)	連携協定書の締結対象は補助事業総額10%以上の委託先が対象となります。 また、公募要領P6下段の※2のとおり、本事業におけるコンソーシアムの構成員は、共同提案者(代表スタートアップ以外の他のスタートアップ、中小企業、みなし大企業)又はスタートアップの補助事業総額から10%以上の再委託を受け、スタートアップの成長に向けスタートアップに裨益を与える連携協定を締結するもの(事業会社・学術機関等。事業会社の場合、企業規模は問わない)を指します。 -3)~-6)の機関へそれぞれ個別に委託を行い、かつ委託額が補助事業総額10%未満となる場合、それら機関はコンソーシアムの構成員とはなりません。そのため、本事業の申請においてはそのような委託先との協定書策定は必須ではありません。	10/26
16	提案書	テーマ③(鉄道局)	・応募申請書類の記載方法について	提案書の「3 プロジェクト計画 (1)プロジェクトの目標と計画内容」において「プロジェクト推進に際して想定される課題・リスクと対応策の記述で、対応策の一つとして他のテーマチームとの連携を記述してもよろしいのでしょうか。」	現状、採択事業者が未定であり、連携可否も不明かと存じますので、基本的には今回ご登録いただく開発主体で実施する範囲で課題・リスクとそれに対する対応策を記述いただきたいですが、今後実施の可能性がある内容として、他のテーマチームとの連携についても検討したい旨記載いただいても結構です。	11/6
17	公募要領_第1弾 P27~28	テーマ③(鉄道局)	・公募テーマの内容について	ドローンを活用した鉄道施設の維持管理に係る技術実証については、2028年に推計される国内のドローンを活用した点検サービス市場規模 2145 億円のうち、シェア 20%、430 億円の獲得 上記の金額の指すところは、No.16の質問と同じく、事業終了後5年以内に獲得を目指す売上高のことを指しているとの理解でよろしいでしょうか？	ご認識の通りです。	11/8